

児童相談所のご案内

～子どもたちの幸せを願って～

相談内容

18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。
相談は無料で、秘密は厳守いたします。

養護相談

- ・事情により、子どもを育てられない
- ・子どもが虐待を受けている



障害相談

- ・知的発達の遅れがある
- ・言葉の遅れがある
- ・運動発達の遅れがある



育成相談

- ・不登校で悩んでいる
- ・登校（園）しぶりがある
- ・性格行動に問題が生じている
- ・落ち着きがない
- ・家庭内暴力で悩んでいる



非行相談

- ・嘘をつく
- ・金品を盗む
- ・傷害を起こした



中央児童相談所
西部児童相談所

中央児童相談所北部支所
東部児童相談所

群馬県

相談方法

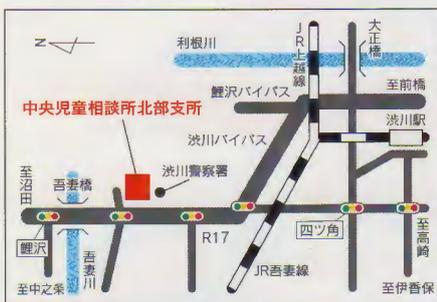
お住まいの地域を担当している児童相談所へご連絡ください。
来所相談をご希望の場合はあらかじめ電話でご連絡ください。
相談日時は、原則月曜日～金曜日午前8:30～午後5:15です。

管轄区域

中央児童相談所 北部支所

〒377-0027 渋川市金井394
☎0279-20-1010 FAX0279-22-2277

アクセス: JR渋川駅から小野上温泉センター～中之条駅行きバス約8分、国町下車徒歩7分



東部児童相談所

〒373-0033 太田市西本町41-34
☎0276-31-3721 FAX0276-32-3648

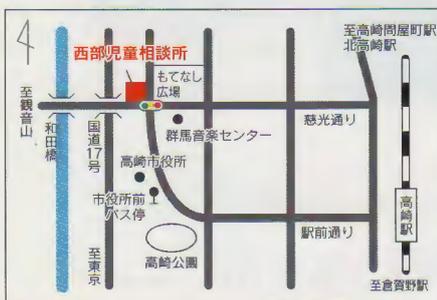
アクセス:
東武線太田駅下車徒歩30分



西部児童相談所

〒370-0829 高崎市高松町6
☎027-322-2498 FAX027-322-5602

アクセス:
JR高崎駅下車徒歩15分



中央児童相談所

〒379-2166 前橋市野中町360-1
☎027-261-1000 FAX027-261-7333

アクセス:
JR前橋大島駅下車徒歩15分



児童虐待

児童虐待は、子どもの成長に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命の危険をとまなうこともあります。虐待のおそれがある子どもを見つけたら、児童相談所や市町村、（保健）福祉事務所にご連絡ください。

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、首を絞める
- ・ タバコや熱湯で火傷をさせる
- ・ 溺れさせる、拘束する
- ・ 家の外に閉め出す など



性的虐待

- ・ 性的暴行を加える
- ・ 性的行為を強要する
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノの被写体を強要するなど



ネグレクト

- ・ 食事を与えない
- ・ 衣服や住居などが極端に不適切
- ・ 学校に登校させない
- ・ 病院に連れて行かない
- ・ 家や自動車に残したまま長時間放置する
- ・ 同居人による虐待を保護者が放置する など

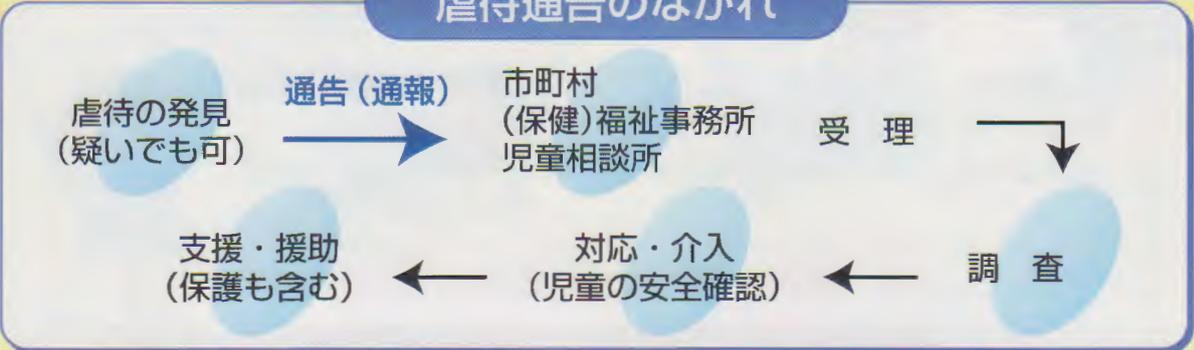


心理的虐待

- ・ 言葉で脅す
- ・ 傷つくことを繰り返し言う
- ・ 無視したり、拒否的な態度を示す
- ・ 他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 子どもの目の前で配偶者に暴力を振るう など



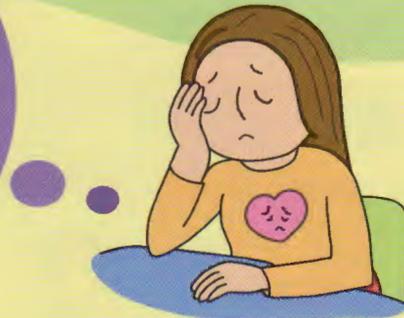
虐待通告のながれ



「心配だ」「疑わしい」という段階でもお電話ください。
匿名でもかまいませんし、名前を教えて頂いた場合でも通告者の秘密は守られます。

こどもホットライン24 (中央児童相談所)

赤ちゃんが泣きやまない
思わずたたいてしまう
しつけについて
登校(園)しぶりについて
友人関係がうまくいかない
家族とうまくいかない
など



子育てで不安や疑問を感じたとき
どの機関に問い合わせたらよいか分からないとき
夜間や休日で児童相談所がお休みのとき



こどもホットライン24にお電話ください。

24時間365日いつでも大丈夫！
いつでもお気軽にお電話ください。

フリーダイヤル な や み は や - よ **0120-783-884**
携帯電話の方 **027-263-1100**
E-mail **kodomo-soudan@pref.gunma.jp**

18歳未満の子どもに関することであれば何でも相談に応じています。
秘密は守りますし、匿名でもかまいません。
必要に応じて、児童相談所も含めた各専門機関におつなぎいたします。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000

※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部のIP電話からはつながりません。